

注目のトピックス

西尾市役所代表 ☎56・2111 / 一色支所代表 ☎72・7111
吉良支所代表 ☎32・1111 / 幡豆支所代表 ☎62・5511

飼い犬の狂犬病予防注射を忘れずに

狂犬病予防注射は、毎年4月1日から6月30日までに受けてください。登録済みの飼い主には「狂犬病予防注射のお知らせ」を郵送しますので、裏面の問診票に記入の上、都合の良い会場か動物病院にお越しください。

日時や会場、料金など 下表のとおり

※5月11日(出)も行いますので、平日に都合のつかない方はご利用ください。

その他 ①注射料金などはできるだけ釣り銭のいらないようにしてください ②会場へ出掛ける前に首輪やリード（くさりなど）の点検をし、犬を制御できる方が連れてきてください ③当日はたくさんの方が集まりますので、興奮してかむ恐れのある犬は口輪をはめるなどしてください ④犬の

ふんは必ず飼い主が始末してください ⑤飼い主が犬を制御できない場合や問診の結果によっては、会場での予防注射ができないことがあります ⑥下表の動物病院以外で予防注射を受ける場合は、環境保全課で手続きが必要です。

問合先 環境保全課環境保全担当（☎34・8111 / クリーンセンター内）



▲今年度の門標。自宅門柱の見やすい所に貼ってください

▼狂犬病予防注射などの料金

区分	料金	内 訳
登録済みで予防注射のみ	3,300円	狂犬病予防注射料金 2,750円 注射済票交付手数料 550円
新規登録と予防注射	6,300円	狂犬病予防注射料金 2,750円 注射済票交付手数料 550円 新規登録手数料 3,000円

▼狂犬病予防集合注射会場

期 日	時 間	場 所		
4月	8日(月) 午後1時30分～2時10分	鶴城ふれあいセンター		
	9日(火) 午後1時30分～2時30分	生田公民館		
	10日(水) 午後1時30分～2時	幡豆支所		
	11日(木) 午後1時30分～2時10分	J A 三和支店		
	15日(月) 午後1時30分～2時10分	米津ふれあいセンター		
	16日(火) 午後1時30分～2時10分	吉良支所駐車場(吉良支所南西)		
	17日(水) 午後1時30分～2時10分	中畑八幡社		
	18日(木) 午後1時30分～2時10分	西尾勤労会館		
	22日(月) 午後1時30分～2時30分	寺津ふれあいセンター		
	23日(火) 午後1時30分～2時10分	J A 一色西部支店		
	24日(水) 午後1時30分～2時10分	吉良野外趣味活動施設		
	25日(木) 午後1時30分～2時10分	西野町ふれあいセンター		
	5月	7日(火) 午後1時30分～2時30分	一色町公民館	
		8日(水)	午後1時30分～1時50分	洲崎公民館
			午後2時10分～2時30分	森組公民館
9日(木)		午後1時30分～2時10分	吉良文化広場	
11日(土)		午後1時30分～2時50分	クリーンセンター	
13日(月)		午後1時30分～2時30分	福地ふれあいセンター	
14日(火)		午後1時30分～2時	コミュニティ公園	
		午後2時20分～2時50分	津平公民館	
15日(水)		午後2時～2時20分	佐久島開発総合センター	
16日(木)		午後1時30分～2時10分	J A 平東支店	
20日(月)	午後1時30分～2時30分	八ツ面ふれあいセンター		
21日(火)	午後1時30分～1時50分	鳥羽老人憩の家		
	午後2時10分～2時30分	J A 幡豆支店集出荷場		

▼注射済票の交付ができる動物病院

動物病院名	電 話
いけだ動物クリニック(丁田町)	☎53・1551
池田動物病院(吉良町)	☎35・0316
一色動物病院(一色町)	☎72・9477
井戸小動物病院(熊味町)	☎56・1053
ウチダ動物病院(下町)	☎54・2549
えそら動物病院(戸ヶ崎五丁目)	☎79・5215
斎藤家畜病院(吉良町)	☎35・2430
坂部どうぶつ病院(巨海町)	☎58・0041
動物愛護病院ココロ西尾分院(丁田町)	☎56・9422
ハート動物病院(丁田町)	☎57・4111
はずペットクリニック(東幡豆町)	☎63・0177
フィガロ動物病院(住吉町)	☎64・3001
ホシイ動物病院(駒場町)	☎52・1006
三和動物病院(矢曾根町)	☎57・2791
あおみ動物病院(安城市桜井町)	☎0566・73・3380
さくらい動物病院(安城市小川町)	☎0566・99・2811
桜町動物病院(安城市桜町)	☎0120・711・022
杉浦犬猫病院(安城市今池町)	☎0566・98・3758
三尾動物病院(安城市安城町)	☎0566・74・3095
りんごの樹動物病院(安城市高棚町)	☎0566・79・2211
あさおか動物病院(碧南市住吉町)	☎0566・41・1915
板倉どうぶつ病院(碧南市久沓町)	☎0566・41・7159
永田獣医科病院(碧南市松本町)	☎0566・41・0646
パル動物クリニック(碧南市向陽町)	☎0566・41・7510
へきなん動物病院(碧南市志貴崎町)	☎0566・41・1128
かんだ動物病院(蒲郡市形原町)	☎0533・57・0700
動物愛護病院ココロ(蒲郡市三谷町)	☎0533・67・8556
平岩動物病院(蒲郡市旭町)	☎0533・67・5604
くじら動物病院(岡崎市上地3丁目)	☎0564・84・5592
すきから動物病院(岡崎市中島町)	☎0564・43・1333
かつみ動物病院(刈谷市一ツ木町)	☎0566・28・3717
さんがね動物病院(幸田町深溝)	☎0564・62・8300

寺津こどもひろばで「子育て支援」を始めます

4月3日(木)から寺津ふれあいセンター内のこどもひろばで、子育て支援を実施します。これに伴い、巨海サブセンターは3月28日(木)で閉所します。

●子育て支援

育児相談（面談）や施設開放を行います。

対象 就園前のお子さんとその保護者

日時 毎週火～金曜日 午前9時～午後3時

問合先 子育て支援センターやつおもて（☎57・2602／八ツ面保育園内）

●従来のこどもひろば

対象 中学生までの児童

日時 毎週火～金曜日 午後3時～5時

土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時

問合先 子育て支援課こども福祉担当（☎65・2108）

4月から平日の夜間も証明書の受け取りや申請ができます

4月から休日に加えて、平日の夜間も証明書の受け取りや申請ができるようになります。

●時間外申請

休日または平日の夜間に申請した証明書を、翌開庁日以降に郵送で受け取ることができます。

日時 休日または平日午後5時15分以降

場所 市役所本庁または各支所の当直室

申請方法 手数料、返送用の郵送料金(80円)、本人確認用の免許証などを持参の上、当直室で申請してください。

その他 翌開庁日に作成し郵送します。郵送先は申請者の住所地になります。

●電話予約

平日の昼間に電話で予約した証明書を、休日または平日の夜間に受け取ることができます。

予約日時 平日午前8時30分～午後5時15分

予約先 ▶市役所…☎65・2101(市民課窓口担当)

▶一色支所…☎72・7111(代表) ▶吉良支所…☎

32・1111(代表) ▶幡豆支所…☎62・5511(代表)

予約方法 受け取りに行く場所へ電話で①予約者氏名 ②請求者氏名 ③住所 ④生年月日 ⑤連絡

先 ⑥証明書の種類 ⑦受け取り日時 ⑧受け取りに来る方の氏名をお伝えください。

受取時間 予約した週の平日午後5時15分以降または予約した週の休日

受取場所・方法 手数料、本人確認用の免許証などを持参の上、予約先の当直室へ。

その他 予約時に指定した受取人（本人または同居の家族に限る）以外には交付できません。

■共通

申請できる方 本人または同居の家族。ただし、事業証明書と軽自動車税納税証明書はどなたでも可。

問合先 市民課窓口担当（☎65・2101）

▼申請できる証明書

証明書名称	手数料	時間外	電話予約
住民票の写し	200円	○	○
戸籍の全部・個人事項証明	450円	○	×
年金現況証明	無料	○	×
所得・課税証明書	200円	○	○
扶養証明書(注)	200円	○	○
事業証明書(注)	200円	○	○
軽自動車税納税証明書	無料	○	○

※(注)マークの証明書は支所では取り扱っていません。

専用水道などに関することは環境保全課へ

水道法の改正に伴い、4月1日から専用水道をはじめとする各種水道施設等（市の上水道事業は該当しません）に係る権限が県から市に移譲されます。

これに伴い、各種届け出や相談などの事務窓口が西尾保健所から市環境保全課に変わります。なお、この権限移譲は、水質の管理基準などを変更するものではありません。

水道施設等は設置者が責任をもって管理しなければなりません。

飲み水を安全に飲むため、水道施設等の適正な衛生管理にご協力ください。

該当施設 専用水道、貯水槽水道（簡易専用水道、小規模貯水槽水道）、井戸等自己水施設

その他 有償による井戸水の水質検査は、引き続き西尾保健所で行われます。

問合先 環境保全課環境保全担当（☎34・8111／クリーンセンター内）

注目のトピックス

西尾市役所代表 ☎56・2111 / 一色支所代表 ☎72・7111
吉良支所代表 ☎32・1111 / 幡豆支所代表 ☎62・5511

西尾みどり川桜まつり 棧敷席から桜見物をお楽しみください

西尾みどり川桜まつりの期間中、みどり川沿いに棧敷席を設置します。棧敷席から桜見物をお楽しみください。

期間 3月30日(土)～4月14日(日)

時間

①昼の部…午前9時～午後4時

②夜の部…午後5時～10時

料金 1マス(約3畳分) = 1,500円

申込期間 3月20日(祝)～4月14日(日)

午前10時～午後5時。ただし、火曜日を除く。

申込方法 電話で、六万石ギャラリー
— (☎77・0252 / 吾妻町) に仮予約後、同ギャラリーで利用料金を支払い、正式予約してください。申し込みは先着順です。

※四九朝市の開催日(毎月4と9の付く日)は、昼の部の棧敷が一部利用できません。また、そのほかの事情により受け付けできない場合があります。

問合せ先 市観光協会 (☎65・2169 / 商工観光課内)



国民健康保険からのお知らせ

●25年度から国民健康保険税の普通徴収の仮算定を廃止します

24年度までの普通徴収の1期(4月)と2期(5月)は、前年度の国民健康保険税を基に計算する仮算定を行っていたため、納税通知書は仮算定時(4月)と本算定時(8月)の2回発送しており、税額決定までの過程が複雑になっていました。25年度から仮算定を廃止し、本算定(7月)のみの方式に変更します。

特別徴収(年金からの天引き)については、国民健康保険税の算定方法や納期の変更はありません。

●国民健康保険税の納期が変更になります

上記の仮算定の廃止に伴い、納期を右表のとおり

変更します。回数はこれまで同様8回のままです。

問合せ先 保険年金課国民健康保険担当 (☎65・2103)

変更前 (24年度以前)

仮算定		本算定					
1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
4月	5月	8月	9月	10月	11月	1月	2月



変更後 (25年度以降)

本算定							
1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月

25年度固定資産税の縦覧を行います

納税者が縦覧帳簿で土地や家屋の評価額を比較し、自分の土地や家屋の評価が適正か判断していただくため、固定資産税の縦覧を行います。縦覧の手数料は無料です。

対象 ①固定資産税納税者(所有者でも免税点未満などで納税していない方は不可) ②同納税者の同居親族や納税管理人 ③委任状などを持参した代理人(法人の場合は代表者印の押印が必要)

縦覧期間 4月1日(月)～30日(火)

縦覧場所 税務課(2階)

※各支所では縦覧できません。

内容

①土地…所在、地番、地目、地積、評価額

②家屋…所在、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、評価額

価格等決定登録の公示 4月1日(月)

課税明細書の発送日 4月1日(月)

納税通知書の発送日 4月16日(火)

持ち物 本人確認ができる書類(納税通知書、課税証明書、運転免許証など)

その他 納税通知書の受け取り後60日間は、審査の申し出ができる場合があります。

問合せ先 税務課土地担当 (☎65・2126)、税務課家屋担当 (☎65・2128)

障害のある方のための制度などのご案内

障害のある方のための制度などが、4月から次のとおりとなります。

●障害者手帳を所持していない難病の方も障害福祉サービスなどが利用できます

障害者総合支援法の施行に伴い、新たに難病患者等が障害福祉サービスなどの対象になります。

対象 難病患者等で、症状の変動などにより身体障害者手帳の取得ができないが、一定の障害のある方

内容 ホームヘルプサービスなどの障害福祉サービス、日常生活用具の給付など

その他 難病患者等が障害福祉サービスなどを利用する場合は手続きが必要です。

●自立支援医療(育成医療)の窓口が市になります

権限移譲に伴い、事務窓口が西尾保健所から市福祉課に変わります。

現在、お持ちの受給者証は、有効期限が25年3月31日までとなっています。4月1日以降の受給者証は、市から郵送します。届かない場合は、お問い合わせください。

対象者 18歳未満の生まれつき身体に障害がある方で、指定医療機関での手術などにより治癒または障害が軽減される方

その他 新たに対象となる方は手続きが必要です。

●愛知県在宅重度障害者手当の制度改正

在宅重度障害者手当の受給者の方が病院などに3か月継続して入院した場合、手当を受給できなくなります。3か月継続して入院した場合は、資格喪失の手続きをしてください。退院した場合は、新たに認定申請手続きをすることで手当の再開ができます。
※3月31日以前から引き続き入院している方は、4月1日から計算しますので、7月2日に受給資格

が無くなります。

●愛知県在宅重度障害者手当の月額単価改定

在宅重度障害者手当の月額単価が変わります。変更後の手当額は下表のとおりです。

※4月(24年12月~25年3月分)の定期支払額は変更前の月額単価で支給します。

▼在宅重度障害者手当

種別	変更前	変更後(4月分以降)
1種	16,100円	15,500円
2種	7,000円	6,750円

●特別障害者手当などの月額単価改定

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の月額単価が変わります。変更後の手当額は下表のとおりです。

※次回の定期振込(2月~4月分)は、5月10日(金)です。4月分のみ変更後の金額で振り込まれます。金融機関にてご確認ください。

▼特別障害者手当

種別	変更前	変更後(4月分以降)
A種	33,350円	33,110円
B種	27,350円	27,310円
C種	26,260円	26,260円

▼障害児福祉手当

種別	変更前	変更後(4月分以降)
A種	21,440円	21,180円
B種	15,440円	15,430円
C種	14,280円	14,280円

▼経過的福祉手当

種別	変更前	変更後(4月分以降)
B種	15,440円	15,430円

問合せ 福祉課自立支援担当(☎65・2115)、福祉課障害者福祉担当(☎65・2113)

市国際交流協会20周年記念のロゴマークが決定しました

「外国人との共生社会」をテーマにした市国際交流協会設立20周年記念ロゴマークを公募したところ、63点の応募がありました。たくさんのご応募ありがとうございました。審査結果は次のとおりです。(敬称略)
最優秀賞 = 梅村元彦(春日井市/右作品)

優秀賞 = 笠井誠(西尾市)
会長賞 = 伊東菜(秋田県秋田市)
その他 最優秀賞に選ばれた作品は、25年度1年間にわたり、同協会の活動で広く活用します。
問合せ 市国際交流協会事務局(☎65・2178/市民協働課内)

